

いきいきセンターくりの郷リニューアルに伴う民間活力導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

...

1 目的

本要領は、いきいきセンターくりの郷リニューアルに伴う民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という）において、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：いきいきセンターくりの郷リニューアルに伴う民間活力導入可能性調査業務
- (2) 業 務 内 容：別添「仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限金額：12, 166千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

いきいきセンターくりの郷リニューアル事業の実施においては、民間事業者の優れた提案を広く募集する手法等を採用することを想定している。

民間事業者の動向や整備・運営事業への参加意欲等を的確に把握し、民間活力導入事業に精通した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により優れた技術力と実績を有する者を選定する。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請時において次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加申込時において国又は地方自治体の指名停止期間でないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (9) 本業務の遂行に必要な関連知識を有するとともに、事業を確実に遂行するに足る能力、体制、人員等を有していること。
- (10) 過去10年以内（平成28年4月1日から令和7年3月31日まで）に維持管理・運営業務を含むPFI導入可能性調査又はPFI事業発注支援業務（アドバイザー）を完了した実績を有していること。
- (11) 業務の実施にあたっては、以下の区分の人員を配置し、本業務を円滑に遂行する業務実施体制が整備されていること。

区分	内容
①管理技術者 （1名）	業務全体のマネジメントを行い、事務局との連絡窓口となる者をいう。
②主任技術者 （1名以上）	専門分野に対して高度な技術、知見及び十分な実務経験を有し、その分野において中心的な業務を実施する者をいう。

③担当技術者 (必要数)	本業務を遂行するために配置する技術者で、上記①及び②以外の者をいう。
-----------------	------------------------------------

(12) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を満たす者であること。

ア 共同企業体の代表構成員は、参加資格(1)～(10)の要件を満たす者であること。

イ 共同企業体の構成員は、参加資格(1)～(9)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) プレゼンテーションに不参加の場合
- (8) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール

※本スケジュールは、現時点でのものであり、変更が生じる場合がある。

項 目	日 付 ・ 期 間
1 公募開始	令和7年7月17日(木)
2 質問受付期限	令和7年7月24日(木)
3 質問に対する回答(HPに公表)	令和7年7月31日(木)
4 企画提案書等の提出期限	令和7年8月7日(木)
5 審査プレゼンテーション	令和7年8月19日(火)
6 審査結果通知	令和7年8月25日(月)(予定)
7 契約締結	令和7年8月下旬(予定)

7 質問・回答

- (1) 提出方法

様式集の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。電子メールの件名は、「(事業所名) 質問書」とすること。

- (2) 質問期間

令和7年7月17日(木) から7月24日(木) 午後3時まで

- (3) 提出先

湧水町健康増進課 総合交流施設

電子メールアドレス: ikisen@town.yusui.kagoshima.jp

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、湧水町ホームページの該当ページに掲載する。

- (5) 回答期限

令和7年7月31日(木) ※予定

8 企画提案の手続等

(1) 企画提案書に関する要件

参加希望者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

ア 実施方針

イ 実施体制及び実績

ウ 業務工程表

エ 特定テーマ

① 施設の調査方法について

② 導入機能の効果的な検討方法について

③ 小規模自治体における民間事業者の参画促進策について

※留意事項

- ・ A 4 縦、横書きで全 10 ページ以内（表紙・目次は含まない）にまとめ、ページ番号を入れること。
- ・ 文字フォントは 11 ポイント以上（図等の説明などは除く）を基本とする。
- ・ 業務工程表については、A 4 横又は A 3 横折込も可とするが、A 3 は A 4 用紙 2 ページとして換算する。

(2) 提出方法等

提出書類	別表 1 のとおり
提出部数	6 部
提出方法	持参、郵送（簡易書留郵便に限る） ・ 持参の場合は、土・日・祝日を除き、各日午前 9 時から午後 5 時までとする。 ・ 郵送の場合は提出期間中に必着すること。
提出先	「13 事務局」のとおり
提出期限	令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 3 時必着

※提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。なお、湧水町が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

9 審査方法等

(1) 企画提案の審査は、受託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表 2）により、評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

(2) 審査基準の下限の点数（合計点数の 6 割）を 1 者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が 1 者の場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施日

令和 7 年 8 月 19 日（火）

(4) 実施場所

湧水町役場栗野庁舎又は総合交流施設

(5) 提案時間 20 分程度

(6) 質疑応答 10 分程度

(7) 参加人数 3 名以内

(8) 説明内容 プレゼンテーション等の内容は提出された資料のうちア実施方針～エ特定テーマに対する提案に基づく説明とし、追加資料は認めない。

(9) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、湧水町が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおける説明者は様式 6 に記載した管理技術者が行うこととするが、質問に対する回答については、説明者以外の発言も認めることとする。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

10 参加の辞退

企画提案書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、「参加辞退届」（任意）を事務局に提出すること。尚、提出された企画提案書は返却しない。

- (1) 辞退の方法 事務局に連絡し「参加辞退届」（任意）を提出する
- (2) 辞退連絡の期限 令和7年8月12日（火）

11 契約の締結

- (1) 審査により最優秀提案者となった者を受託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について湧水町と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 仕様書を修正した場合においても、2(4)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、湧水町の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成提出及び旅費等の費用は、企画提案者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は湧水町に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、湧水町情報公開条例（平成17年3月22日条例第13号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、本業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、企画提案した内容の実施が困難になったと認められる場合は、湧水町と提案者が協議を行い、企画提案の内容の変更等を行うものとする。

13 事務局（提出先及び問合せ先）

湧水町健康増進課 総合交流施設

担当： 吉村・磨井

〒899-6207 鹿児島県姶良郡湧水町米永 411-1

電話：0995-74-1811 FAX：0995-74-1814

E-mail：ikisen@town.yusui.kagoshima.jp

別表 1 提出書類

提出書類		実施要領	提出方法 部数
0 質問書（様式 1）		7 (1)	電子メール
1 企画提案書兼誓約書（様式 2）		8 (1)	6 部（正本 1 部、副本 5 部） 押印不要
2 事業者概要書（様式 3）	※湧水町競争入札参加有資格者名簿登録者は提出不要	4	
3 登記事項全部証明書		4 (1)	
4 納税等（滞納なし）証明書		4 (6)	
5 共同企業体結成届兼委任状（様式 3-1）	※共同企業体で参加する場合添付	4 (12)	
6 共同企業体協定書（参考様式）			
7 業務実績調書（様式 4）		4 (10)	
8 業務実施体制調書（様式 5）		4 (11)	
9 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式 6）		4 (10)	
10 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式 7）		4 (10)	
11 企画提案書（任意様式）		8	
ア 実施方針	様式自由 ア～エまでを合わせて A 4 版 10 ページ以内（表紙、目次は含めない）		
イ 実施体制及び実績			
ウ 業務工程表			
エ 特定テーマ（①②③）			
12 見積書（任意様式、押印不要）※金額の詳細内訳を添付			1 部（正本）

別表2 審査基準

評価項目		評価内容	配点
業務遂行体制	企業の業務実績	・過去10年以内（平成28年4月1日から令和7年3月31日まで）に維持管理・運営業務を含むPFI導入可能性調査又はPFI事業発注支援業務（アドバイザリー）を完了した実績を有しているか。	5点
	配置技術者の実績	・管理技術者の専門性や実績についての評価。 ・主任技術者の専門性や実績についての評価	10点
	業務実施体制	・本業務に関連する知見や実績を持つ技術者が適切に配置されているか。 ・事業を円滑に進められるような体制となっているか。	10点
企画提案内容	実施方針	・本業務を十分に理解した上で、業務実施方針が提案されているか。	10点
	工程計画	・業務内容に具体性があり、妥当な業務スケジュールが検討されているか。	10点
	特定テーマ	(適格性) ・提案された事項の着眼点が適切で、実績や知見に基づいた論理的な説明がなされているか。 (実現性) ・具体的かつ説得力がある提案となっているか。 ・実績等に基づく実現性が示されているか。 ・提案内容に創意工夫が感じられ、独自の考察や効果的な提案があるか。	15点
			15点
			15点
価格	見積金額	・業務内容に対して合理的で適正な見積額が示されているか。	10点
合計			100点